

耐震診断・改修費用を補助

市では、地震に強い安全なまちづくりを目的に、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の所有者が実施する耐震診断及び耐震改修工事に対して、費用の一部を補助します。

STEP 1 耐震診断

どの程度地震に耐えられるかを診断します。

「耐震診断」とは…

耐震診断とは、地震に対しての建物の安全性を評価することです。

例えば、地震が発生した際に建物が倒壊する危険性の診断および補強の必要性や、詳細診断内容が分かる仕組みとなっています。

耐震診断補助…費用 42,000円/件（補助金額 28,000円）

STEP 2 補強計画

住まいを丈夫にする補強計画を立てます。



「補強計画」とは…

補強計画とは、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」と判定された住宅にどのような補強をすれば耐震性が向上するかを検討し、耐震補強工事を行うための計画を立てることです。

STEP 3 耐震改修工事

地震に対し弱い所を補強します。

「耐震改修工事」とは…

耐震改修工事とは、地震に対して「倒壊する可能性がある」と診断された建物を、地震に対して強くするために行う補強工事のことです。

耐震改修補助…限度額 300,000円/件（建替えも対象）

※事前に住宅の耐震診断を受け、補強計画を作成する必要があります。また、工事着手前に申請が必要です。詳細については、市建設課までお問い合わせください。

なお、市では、市役所1階小会議室にて、毎月第3水曜日午前9時～午後3時に住宅増改築相談窓口を設置し、専門知識を有する相談員が住宅全般についての相談を受け付けています。予約は不要です。

相談内容が外部に漏えいすることはありませんので、お気軽にお越しください。

■問い合わせ・申込先

市建設課 ☎0869-22-2649

市営住宅の入居者を募集

市では、市営住宅の入居者を募集します。

▷募集団地

団地名	所在地	規格	構造	戸数
福里西村団地	長船町土師1094-1	3DK	簡耐平屋建	1戸
福里西村Ⅲ団地	長船町服部1509-10	3DK	簡耐平屋建	1戸

▷家賃 収入により決定

▷入居日 12月1日(火)

▷申込受付期間

11月2日(月)～13日(金)

午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

■問い合わせ・申込先

市建設課 ☎0869-22-2649

11月は「児童虐待防止推進月間」

児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図っています。

「虐待を受けた」と思われる子どもを見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こすことが大変重要です。

子どもの家庭生活上、困っていることや悩みがあれば、市家庭児童相談室まで、ご相談ください。

■相談先

市家庭児童相談室 ☎0869-26-8009

相談時間 午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

■児童虐待通告先

市子育て支援課 ☎0869-26-5947

子どもを虐待から守るための5か条

①「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告)

⇒市子育て支援課へご連絡ください

②「しつけのつもり…」は言い訳

⇒子どもの立場で判断することが大切です

③ひとりで抱え込まない

⇒あなたにできることから、即実行しましょう

④親の立場より子どもの立場

⇒子どもの命が最優先です

⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる

⇒特別なことではありません



瀬戸内市子育て支援講演会を開催

児童虐待防止推進事業および人権啓発事業として、子育て支援講演会を実施しますので、ご参加ください。

虐待を受けた子どもは、愛着障害に始まるトラウマから、非行・自殺企図・家庭内暴力などの症状で、大人に助けを求めます。その子どもが、大人になって、不適切な養育(虐待)を繰り返します。

この悪循環を断ち切るために、地域の皆さんに、良き理解者となっていただき、子育て支援の輪に入っていただけることを願っています。

▷日時 11月22日(日)午後1時30分～3時

▷会場 ゆめトピア長船

▷内容

演題 「健全な子どもを育てるために
～家族と地域の役割～」

講師 ヘネシー澄子さん(東京福祉大学名誉教授)

※詳細は、本紙今月号の折り込みチラシをご覧ください。

■問い合わせ先

市子育て支援課 ☎0869-26-5947

市市民課 ☎0869-22-3922

「女性の人権ホットライン」強化週間



暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題です。

岡山地方法務局と岡山県人権擁護委員連合会では、下記の7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間とし、臨時回線を増設し電話相談を受け付けます。相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にお電話ください。

▷期間 11月15日(日)～21日(土)

▷時間 午前8時30分～午後7時

(土日は午前10時～午後5時)

▷相談担当者 法務局職員、人権擁護委員

■問い合わせ先

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810